

○福知山市就学援助に関する規則（平成16年3月31日教育委員会規則第2号）

福知山市立学校児童生徒就学奨励金交付規則（昭和28年教育委員会規則第7号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に対する学用品等を給与する援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）児童生徒 福知山市立学校に在籍する者及び京都府立中学校に在籍する者（本人又は当該保護者が本市に住所を有する者に限るをいう。）
- （2）保護者 児童生徒に対して親権を行う者をいう。ただし、親権を行う者のないときは、後見人をいう。
- （3）要保護児童生徒 次条第1号に該当する保護者の世帯に属する児童生徒をいう。
- （4）準要保護児童生徒 次条第2号に該当する保護者の世帯に属する児童生徒をいう。

（対象者）

第3条 就学援助を受けることのできる者は、次のいずれかに該当する保護者とする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する保護者（以下「要保護者」という。）
- （2）前号に準ずる程度に困窮している保護者であつて、教育委員会が認めたもの

（援助の種類及び額）

第4条 就学援助の種類は、次の各号のとおりとし、額については、毎年度予算の範囲内とする。

- （1）学用品費等（学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、体育実技用具費をいう。）
 - （2）新入学児童生徒学用品費
 - （3）修学旅行費
 - （4）通学費
 - （5）クラブ活動費
 - （6）生徒会費
 - （7）PTA会費
 - （8）学校給食費
 - （9）医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する費用に限る。）
- 2 要保護者のうち、生活保護法の規定による教育扶助を受給している者については、前項の規定にかかわらず、前項第1号、第2号及び第4号から第8号に掲げるものを就学援助から除くものとする。

（申請）

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）を当該児童生徒の在籍する学校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

（認定）

第6条 教育委員会は、前条の申請があつたときは、その内容を審査のうえ要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定の適否を決定し、学校長を通じて保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の認定を行うに当たり、保護者から必要に応じて、所得証明書等認定に必要な書類を提出させるものとする。

（給付の方法）

第7条 就学援助は、教育委員会が学校長を通じ保護者に給付する。

2 前項の規定にかかわらず、就学援助のうち学校給食費の給付にあつては学校長に、医療費の給付にあつては医療機関に、教育委員会が直接支払うものとする。

(援助の期間)

第8条 就学援助の認定期間は、第5条の申請を受け付けた日の属する月から当該年度の3月までとする。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学援助を停止し、又は認定を取り消すことができる。

- (1) 保護者が偽りの申請その他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 保護者が第3条に規定する対象者の要件のいずれにも該当しなくなったとき。
- (3) 転出、辞退その他援助の必要がなくなったとき。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日教委規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日教委規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月29日教委規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。